

諮問第1号

印西市国民健康保険税条例の一部改正について

印西市国民健康保険税条例の一部改正について

改正内容

令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）

- ・国民健康保険税の課税限度額について、次のとおりとする。
 - ① 国民健康保険税の基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げる。
 - ② 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円と設定する。
- ・国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を31万円（現行30.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を57万円（現行56万円）に引き上げる。

改正による影響額

・限度額引き上げにより、約263万円の増収

基礎課税額（医療分）に係る限度額到達世帯は263世帯となり、世帯に係る保険税額が1万円引き上がることにより、263万円増加する。

子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円と設定し、限度額到達世帯は157世帯を見込んでいる。

・軽減判定所得の拡大により、約184万8千円の減収

5割軽減の対象となる所得の算定基準を5千円引き上げることによって、軽減対象世帯が28世帯増加し、軽減額は135万1千円増加する。

2割軽減の対象となる所得の算定基準を1万円引き上げることによって、軽減対象世帯が31世帯増加し、軽減額は49万7千円増加する。

その他

軽減対象となる額は、保険基盤安定制度に係る繰入金で全額公費負担される。
令和8年4月1日施行予定（令和8年度の課税分から適用する。）